

マナーを守ってペットと暮らそう

人も動物も快適なまちに



▲大切なペットのためにもルール・マナーの確認を

犬や猫等のペットは、飼い主に安らぎを与える大切な存在です。しかし、一方でマナーを守らないと、周りの人々に迷惑をかける場合もあります。誰もが快適なまちにするために、ペットを飼養するうえでマナーやルールをいま一度確認してみましょう。
☎生活衛生課生活衛生係 ☎(3647)5844

犬の場合は…

- ◇**糞尿は正しく始末を**
 トイレは散歩前に済ませ、フンをしてしまったら、必ず持ち帰りましょう。おしっこはペットシート等で吸い取るなどにおいが残らないようにしましょう。
- ◇**散歩時はリードにつなごう**
 散歩時のノーリードは、大変危険であり条例で禁止されています。犬のとっさの行動に対応できるよう、コントロールできる長さのリードでつなぎましょう。
- ◇**狂犬病予防注射は飼い主の義務**
 狂犬病は恐ろしい病気で、人が発症するとほぼ確実に死亡します。日本では現在、発生していませんが、人や物の国際交流が盛んな現代は、海外から病気が侵入する可能性は否定できません。予防注射をしていれば、発生を防止することができます。

集合注射のご利用を

4月(4/10(日)～16(土))を予定に区が実施する狂犬病予防定期集合注射をぜひご利用ください※詳細は後日区報でお知らせします。

◇人をかんでしまったら届け出を

飼い犬が人をかんでしまったときや、犬にかまれたときは、必ず保健所へ届け出をしてください。

猫の場合は…

- ◇**室内で飼おう**
 感染症の防止、交通事故など不慮の事故の防止等、猫の健康と安全のためにも、室内で飼うように努めましょう。
- ◇**去勢・不妊手術を**
 繁殖を望まない場合は、手術を受けさせましょう。
 ※飼い主のいない猫へ餌を与える場合は次のことを守り、近隣の理解を得て行うようにしましょう。
 ○時間と場所を決め置き餌はしない ○不妊・去勢手術を行う
 ○トイレを設置し排泄物の清掃を行う

共通して…

- ◇**名札などで身元の表示を**
 鑑札や名札、マイクロチップなどを装着し、飼い主が誰であるかわかるようにしましょう。
- ◇**最後まで責任をもって飼養を**
 飼う前に習性等を調べ、面倒を見られるか考えたうえで、最後まで責任をもって飼いましょう。
- ◇**災害時の備えを**
 避難の必要がある場合、ペットも一緒に避難するのが原則です。日ごろからしつけなどを行い、防災用品(飲み水、フード等)も用意しておきましょう。

区3園目のサテライト保育所

江東亀戸サテライト グローバルキッズ 開設



▲本園(亀戸7-39-28)

分園(亀戸2-18-5)▶

サテライト保育所は利便性の良い駅前等に分園、少し離れた広い場所に本園、そして分園と本園を結ぶ園児送迎バスを運行し、すべてを同一保育事業者が一体的に運営を行うもので、これまで臨海部エリアで2園開設してきました。このたびはその3園目となり、既に成市街地では初めてとなるものです。

本園は(仮称)グローバルキッズ亀戸七丁目園としてすでに園児の募集を行いました。分園は亀戸駅徒歩3分の場所です。5月1日(日)に開所予定です。定員は1歳児12人となり、2歳児以上はバスで本園へ移

入園申込は2面へ

☎(3647)9638

動し保育を行います。
 ☎保育計画課保育計画係

1面つづき 江東亀戸サテライトグローバル キッズ堅川園の入園児募集

5月1日(日)に江東亀戸サテライトグローバルキッズ堅川園(分園)が開所することに伴い、本園・分園の入園児を4月二次募集の際に募集します。4月一次募集で認可保育園・認定こども園・小規模認可保育園(以下、認可保育園等)に入所が待機や内定した方、新規で申込の方も申し込みください。

※4月一次募集で他の認可保育園等に入所が内定した方もこの期間中に申し込むことにより、利用調整の対象となります。

※本園は4月一次募集を行ってため、詳しい募集人数は区ホームページをご覧ください。

「園の概要」左表のとおり※入所内定先やクラス年齢により、登降園の場所や時期が異なりますので、ご注意ください。

【申込期間】2月23日(火)～3月4日(金)午後5時

【一次募集で入所が待機や内定した方は、保育課入園係(区)に提出し、希望園の一つに本園または分園もしくはその両方を追加・変更することで、利用調整の対象となります。

○一次募集入所内定者

他の認可保育園等に入所が内定した方も、締切日までに希望園変更届を提出し、本園または分園もしくはその両方を希望した場合、家庭状況や就労状況等に変更がないときは、一次募集時の指数(認可外加点等の調整指数が付与されたまま)で、利用調整の対象となります。

【留意事項】

一次募集では(仮称)グローバルキッズ亀戸七丁目園の名称で募集を行いました。利用調整結果通知書の表記および二次募集から名称が変更となります。本園または分園に入所が内定した園が内定園となります。

【利用調整結果発表】

3月15日(火)(予定)

※本園または分園に入所が内定もしくは内定園が一次募集時のままとなった方には電話連絡、待機となった新規申込者には利用調整結果通知書を発送します。

【認可保育園等】

3647-4934

【園の概要】

住所	定員※1					合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	
本園 亀戸7-39-28	6	20	40※2	40※2	40※2	186
分園 亀戸2-18-5		12※3				12

※1:本園は4月一次募集を行っているため、二次募集での募集人数は2/23(火)以降に区ホームページをご覧ください。

※2:分園で登降園することができ、送迎バスで本園へ移動します。ただし、分園は5/1(日)に開所するため、4/30(土)までは直接本園に登降園していただきます。

※3:分園に入所が内定した1歳児クラスは、5月から登園することになります。

【一次募集で入所が内定した方は、保育課入園係(区)に提出し、希望園の一つに本園または分園もしくはその両方を追加・変更することで、利用調整の対象となります。

○一次募集入所内定者

他の認可保育園等に入所が内定した方も、締切日までに希望園変更届を提出し、本園または分園もしくはその両方を希望した場合、家庭状況や就労状況等に変更がないときは、一次募集時の指数(認可外加点等の調整指数が付与されたまま)で、利用調整の対象となります。

【留意事項】

一次募集では(仮称)グローバルキッズ亀戸七丁目園の名称で募集を行いました。利用調整結果通知書の表記および二次募集から名称が変更となります。本園または分園に入所が内定した園が内定園となります。

【利用調整結果発表】

3月15日(火)(予定)

※本園または分園に入所が内定もしくは内定園が一次募集時のままとなった方には電話連絡、待機となった新規申込者には利用調整結果通知書を発送します。

【認可保育園等】

3647-4934

【留意事項】

一次募集では(仮称)グローバルキッズ亀戸七丁目園の名称で募集を行いました。利用調整結果通知書の表記および二次募集から名称が変更となります。本園または分園に入所が内定した園が内定園となります。

【利用調整結果発表】

3月15日(火)(予定)

※本園または分園に入所が内定もしくは内定園が一次募集時のままとなった方には電話連絡、待機となった新規申込者には利用調整結果通知書を発送します。

【認可保育園等】

3647-4934

窓口混雑予想カレンダー 3月～4月1週

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5 閉庁日
6 閉庁日	7	8	9	10	11	12 閉庁日
13 閉庁日	14	15	16	17	18	19 閉庁日
20 閉庁日	21 閉庁日	22	23	24	25	26 閉庁日
27	28	29	30	31	1	2 閉庁日

● 混雑(番号札を引いてからお手続き終了までおよそ1時間以上)

●● 特に混雑(番号札を引いてからお手続き終了までにおよそ2時間以上)

●●● 非常に混雑(番号札を引いてからお手続き終了までにおよそ3時間以上)

【豊洲特別出張所混雑状況】

HP <http://neconome.com/001055/index.html>

【区役所住民記録係混雑状況】

HP <https://www.neconome.com/001000/index.html>

3・4月は転入・転出等窓口が混雑

現在の待ち人数を確認できる!

引越する方は、住民異動の手続きが必要です。区役所本庁舎で手続きする際は、左表の混雑予想カレンダー(区ホームページにも掲載)を参考に、時間に余裕を持ってお越しください。出張所等でも一部の手続き(介護認定や外国人の方の国外から)

【転入等】を除き手続き可能です。なお、引越に伴い下表の事項も手続きが必要な場合があります。詳細は、区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

お問い合わせ先

【転入等】を除き手続き可能です。なお、引越に伴い下表の事項も手続きが必要な場合があります。詳細は、区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

【転入等】を除き手続き可能です。なお、引越に伴い下表の事項も手続きが必要な場合があります。詳細は、区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

【転出等】を除き手続き可能です。なお、引越に伴い下表の事項も手続きが必要な場合があります。詳細は、区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

印鑑登録

江東区に住民登録をしている方(15歳未満の方、成年被後見の方を除く)は、印鑑登録ができます。江東区に転入した方は転入の日をもって申請できます。手続きは、本人が登録する印鑑を持参し、各出張所・区役所で行ってください。申請当日に登録が完了するのは、官公署発行の写真付きで有効期限内の身分証明書(運転免許証・パスポート等)をお持ちの方、保証人による保証の登録の方のみで、本人が手続きした場合に限られます。それ以外の書類(保険証やキャッシュカード等)による本人確認の場合は数日かかります。また、代理人により手続きをする方は委任状が必要となり、即日登録はできません。詳細は

表2 届出が必要な場合および必要な書類等

区分	届出が必要な場合	届出の期間	届出に必要な書類(一例)
転入届	他の区市町村から、江東区に住所を移したとき	引越しが終了した日から14日以内	転出証明書【外国籍の方】引越した方全員の在留カード等(みなしを含む)【児童手当】課税証明書【後期高齢者医療制度】※都外からの転入者【負担区分等証明書】介護保険認定書など
転出届	江東区から他の区市町村に、住所を移すとき	引越しをする日の14日前より	国民健康保険証・高齢受給者証・①・②医療証・後期高齢者医療被保険者証など※外国籍の方は引越した方全員の在留カード等(みなしを含む)
転居届	江東区内で住所を移したとき	引越しが終了した日から14日以内	
世帯変更届	世帯主が変わったとき、世帯を分離・合併・変更したとき	変更のあった日から14日以内	
その他	国外へ1年以上行くとき	国外へ行く前	
	国外から帰国したとき	帰国してから14日以内	【日本国籍の方】パスポート・戸籍の謄本・戸籍の附票の写し【外国籍の方】在留カード等(みなしを含む)・パスポート

※手続きをする際には①手続きする方と対象者のマイナンバーのわかる書類(個人番号カード、通知カード等※国外にいて受け取っていない方などは不要)、②手続きされる方の本人確認ができる身分証明書(有効期限内の個人番号カード、免許証、運転経歴証明書、パスポート、在留カード等)をお持ちください。

※手続きできる方は原則として世帯主、ご本人、同一世帯の方です(それ以外の方は委任状が必要)。

※江東区内の引越し先に家族以外の方が住民登録している場合はその方の申述書が必要で、

※外国籍の方は手続きにより世帯主との続柄を証明する書類が必要になる場合があります。

※委任状・申述書は区ホームページから入手できます。

※詳細は区ホームページをご覧ください。

表1 住民異動の届出とともに必要な手続き

手続き内容(窓口番号)	担当課
国民健康保険の届出(2階7番)	医療保険課資格相談係 ☎3647-3167
後期高齢者医療の資格等に関する(2階7番)	医療保険課資格相談係 ☎3647-3167
国民年金の住所変更(防災センター2階20番)	区民課年金係 ☎3647-1131
要介護認定等に関する(3階7番)	介護保険課認定係 ☎3647-9496
児童手当・子ども医療費助成等の手続き(3階14番)	子育て支援課給付係 ☎3647-4754
小中学校(就学通知等)の手続き(6階2番)	学務課学事係 ☎3647-9174

表3 区役所・出張所等の問い合わせ先

所在地	電話
区民課住民記録係(区役所2階3番)	☎3647-3162
白河出張所(白河1-3-28深川江戸資料館内)	☎3642-4456
富岡出張所(富岡1-16-12)	☎3642-8306
豊洲特別出張所住民係(豊洲2-2-18豊洲シビックセンター3階)	☎3531-6316
小松橋出張所(扇橋2-1-5)	☎5606-5581
亀戸出張所(亀戸2-19-1カメリアプラザ1階)	☎3683-3734
大島出張所(大島4-5-1総合区民センター2階)	☎3637-2451
砂町出張所(北砂5-21-5)※仮庁舎	☎3644-2181
南砂出張所(南砂6-8-3)	☎3640-5355

※砂町出張所は3/22(火)から北砂4-7-3に移転

※各出張所の混雑状況は、施設に直接お問い合わせください。

【転入・転居等の届出】

必ず引越後に届出をしてください。また住民異動する全員分のマイナンバーがわかるもの(通知カードまたは個人番号カード)をお持ちください。

外国籍の方がいる世帯は、全員の在留カード等が必要です。※家族関係を確認できる証明書が必要になる場合があります。

転出届は郵送手続きが便利

窓口での待ち時間がない郵送転出の手続きをご利用ください。

【転入等】を除き手続き可能です。なお、引越に伴い下表の事項も手続きが必要な場合があります。詳細は、区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

【転出等】を除き手続き可能です。なお、引越に伴い下表の事項も手続きが必要な場合があります。詳細は、区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

【転居届】を提出する際は、転居先の住所を届出してください。

【世帯変更届】を提出する際は、世帯主の氏名を届出してください。

【その他】

【転入等】を除き手続き可能です。なお、引越に伴い下表の事項も手続きが必要な場合があります。詳細は、区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

【転出等】を除き手続き可能です。なお、引越に伴い下表の事項も手続きが必要な場合があります。詳細は、区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

【転居届】を提出する際は、転居先の住所を届出してください。

【世帯変更届】を提出する際は、世帯主の氏名を届出してください。

【その他】

確定申告書の提出は早めに 所得税の申告書作成会場は 東京国税局(築地)1階に開設

「開設期間」2月12日(金)～3月15日(火)(土・日曜を除く) ※2月21日・28日(日)は開設
「受付時間」午前8時半～午後4時(相談時間午前9時15分～)
「申告書作成会場」東京国税局1階(中央区築地5-3-1) ※
「築地市場駅」東京メトロ日比谷線「築地市場駅」東京メトロ日比谷線

谷線「築地駅」「東銀座駅」※ご利用の際は公共交通機関をご利用ください。

作成済みの申告書は税務署へ提出可能
作成済みの申告書等は土・日曜、祝日を除き、税務署の総合窓口(午前8時半～午後5時)で提出を受け付けているほか、

4月から軽自動車税の税率が変更 廃車手続きも忘れずに

原動機付自転車、小型特殊自動車・二輪車等の税率(表1)

表1のとおり変更となります。

四輪以上および三輪の軽自動車の税率(重課)(表2)

最初の車両番号の指定を受けたときから13年経過した車両については、14年経過した月の属する年度から、③重課税率が適用となります。

※動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタン・混合メタノールの軽自動車および

表1 原動機付自転車、小型特殊自動車および二輪車等

区分	税率(年額)		手続場所
	平成27年度まで	平成28年度から	
原動機付自転車	50cc以下または定格出力が0.6kw以下	1,000円	課税課税係 ☎3647-8093
	50ccを超え90cc以下または定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下	1,200円	
	90ccを超え125cc以下または定格出力が0.8kwを超え1kw以下	1,600円	
農耕用	最高速度35km/h未満	1,600円	農耕用
その他	最高速度15km/h以下	4,700円	
二輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,000円	足立自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2031 (テレホンサービス)
軽自動車	専ら雪上を走行するもの	2,400円	
	125ccを超え250cc以下	2,400円	
二輪	ポータトレーラ等	2,400円	軽自動車検査協会足立支所 ☎050-3816-3102 (コールセンター)

※総排気量が20ccを超え50cc以下または定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下のもので、(イ)輪距が0.5m超で三輪以上の車(ロ)輪距が0.5m以下で車室を有する四輪以上の車(ハ)輪距が0.5m以下で側面が開放されていない車室を有する三輪の車のいずれかに該当するもの

表2 四輪以上および三輪の軽自動車(重課)

区分	税率(年額)			手続場所	
	①平成27年3/31以前に最初の車両番号の指定を受けたもの	②平成27年4/1以降に最初の車両番号の指定を受けたもの	③重課税率(最初の車両番号の指定を受けたときから13年経過したもの)		
三輪	660cc以下	3,100円	3,900円	軽自動車検査協会足立支所 ☎050-3816-3102 (コールセンター)	
軽自動車	乗用	自家用で660cc以下	7,200円		10,800円
		営業用で660cc以下	5,500円		6,900円
	貨物用	自家用で660cc以下	4,000円		5,000円
営業用で660cc以下	3,000円	3,800円	4,500円		

表3 四輪以上および三輪の軽自動車(軽課)

区分	税率(年額) 平成28年度分のみ			手続場所	
	電気自動車等(※1)(おおむね75%軽減)	ガソリン車・ハイブリッド車(※2)	乗用車		
軽自動車	三輪	660cc以下	1,000円	2,000円	軽自動車検査協会足立支所 ☎050-3816-3102 (コールセンター)
		自家用で660cc以下	2,700円	5,400円	
	乗用	営業用で660cc以下	1,800円	3,500円	
		貨物用	自家用で660cc以下	1,300円	
営業用で660cc以下	1,000円	1,900円	2,900円		

※1:電気自動車および天然ガス自動車(ポスト新長期規制(ディーゼル車等において、平成21年以降に適用される排出ガス規制)からNOx10%低減)とする。
※2:ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。
○各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

ガソリン電力併用の軽自動車ならびに被けん引車は除きます。
平成27年度中(平成27年4月1日～平成28年3月31日)に最初の車両番号の指定を受けた車両のうち、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものは、平成28年度分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置が適用されます。
現在車両がない方、または今

後車両がなくなった時は、表中の各手続場所にて廃車手続きをしてください。届出がないと、課税台帳からいつまでも抹消されないため毎年税金がかかり、大変不利益となります。
課税課税係 ☎(3647)8093

郵送や信書便による送付または税務署の時間外收受箱への投函でも提出ができます。また、国税庁ホームページ(☎http://www.nta.go.jp)の「確定申告書作成コーナー」を利用して、申告書を作成できます。作成した申告書は印刷してご提出ください。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。
税理士による無料申告相談
東京税理士会江東西・江東東支部が行う「税理士による無料申告相談」でも、申告書を作成し、提出することができます。なお、混雑状況により、早めに受付を終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

「問合せ・提出先」
○亀戸・大島・北砂・東砂・南砂・新砂にお住まいの方
江東東税務署(亀戸2-17-8) ☎(3685)6311
○江東東税務署管内を除く江東区にお住まいの方

開催日・開催会場(江東西税務署管内)	時間
2/18(木)・19(金)・2/23(火)～26(金)	江東区文化センター 展示室(東陽4-11-3) 9:30～12:00(受付は11:30まで)、13:00～16:00(受付は15:30まで)
開催日・開催会場(江東東税務署管内)	時間
2/23(火)～26(金)	砂町文化センター 3階第2研修室(北砂5-1-7) 9:30～12:00(受付は11:30まで)、13:00～16:00(受付は15:30まで)
3/2(水)～4(金)、3/9(水)～11(金)	総合区民センター 6階サブ・レクホール(大島4-5-1)

※ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

店舗・診療所等をバリアフリーに 出入口の改修など工事費の一部を助成

区では店舗や診療所などでバリアフリー改修工事を実施する際、工事費の一部を助成する「やさしいまちづくり施設整備助成」を実施しています。
「店舗等を車いすの方が利用しやすいよう出入口の段差の解消及びスロープの整備、自動ドアの設置」、「トイレが利用しやすいよう手すりの設置」等の改修工事が対象です。
改修工事前に届出が必要ですので事前にご相談ください。
※こうとう情報ステーション(区役所2階)、各出張所等でも本
「助成件数」1件
「助成額」改修工事費の3分の2以内(上限30万円)
「助成」まちづくり推進課まちづくり担当 ☎(3647)9781

江東へんせいせまひろ 猿江恩賜公園で開催 参加団体を募集

子どもたちが毎年楽しみにしている「江東こどもまつり」で、楽しい遊びなどを教えていただけるグループと、ステージでダンスなどを披露してくれる子どもたちを募集します。
「区民参加コーナー」
①区民および区内の団体15コーナー程度(抽選) ②おおむねテント内で、子どもたちに楽しい遊びや工作を教えたり、人形劇等を行う区民および区内の団体
「青空ステージ」
①区民および区内の団体10組程度(抽選) ※代表者1人につき1団体の応募 ②区内の子どもたち(幼児・中・高生)の発表の場。一輪車、ダンス、演奏

「区民参加コーナー」
①区民および区内の団体15コーナー程度(抽選) ②おおむねテント内で、子どもたちに楽しい遊びや工作を教えたり、人形劇等を行う区民および区内の団体
「青空ステージ」
①区民および区内の団体10組程度(抽選) ※代表者1人につき1団体の応募 ②区内の子どもたち(幼児・中・高生)の発表の場。一輪車、ダンス、演奏